

平成 24 年度 弁理士の日 記念講演会「知財力を育てる」【講演 1】

知財ワールドへのいざない

ーユニークな事例から見る素晴らしい特許の世界ー

科学技術ジャーナリスト 稲森 謙太郎

要 約

- ・こんなものでも特許になる？
- ・こんな人や、あんな会社が意外な特許を持っている？
「特許」とは、エジソンのような天才発明家や、大学や大企業に属する研究者が長年努力して生み出すものだと思われている方も多いかもしれませんが、しかし、そのようなことはなく、ちょっとしたアイデアが特許に結びつきます。発明は難しいものではなく、むしろ楽しいものなのです。本講演では、知財ワールドを身近なものとして感じて頂くために、以下のようなユニークな特許事例についてご紹介していきます。
- ・「揚げ出し卵豆腐」「台風防止方法」「月面墓地」「空飛ぶ円盤」「移動式原発」ほか、「梅田駅前にあるあの観覧車ビル」も特許だった！
- ・「殺虫剤」に「お餅」に「枝豆」。有名企業はこんな特許で争っている！
- ・ビートたけし、大前研一、孫正義、ホリエモン、菅直人などなど、有名人の意外な発明！

目次

はじめに

1. このようなものでも特許になる？

(1) 驚きの特許

(2) 有名企業の特許

(3) 身近な特許

(4) シンプルな特許

(5) 生活に密接する特許

2. 特許をめぐる争い

3. このような人でも特許を持っている？

おわりに

はじめに

稲森： 稲森謙太郎です。今日は土曜日にも関わらず、こんなに大勢の方に来ていただいてちょっとびっくりしております。

本日のテーマは「知財力を育てる」という非常に重いテーマで、どちらかというとエンターテインメント系の著書を書いている私が、いったいどのようなテーマでお話をすればよいのかいろいろと悩んだのですが、とりあえずユニークな事例から特許の世界の奥の深さというものを皆様にご覧いただきたいということで、本日は講演をさせていただきますと思います。

本編に入る前に、弁理士の方とか知財や法務の担当の方も結構いらっしゃると思いますが、あまり特許に関する知識のない方がいらっしゃるかと思ひまして、まず前提のお話をさせていただきます。

特許の事例は、基本的には特許の公報というものから探してきています。本日は、その公報にある内容でユニークなものからいくつかピックアップしたものをご紹介いたします。

特許は出願したあと、1年6ヶ月後にそのまま自動的に公開特許公報というものに掲載されます。そのあと、その前のこともあるのですが、特許庁の審査を経て、特許OKになるか駄目になるかが決まるのですが、特許になったものについては特許公報として内容が公開されます。本日の話では、主に実際に特許になった例、特許公報を取り上げます。

特許情報の調べ方は、実務をされている方はご存知かと思いますが、特許電子図書館 (IPDL) にアクセスしていただいて、出願人、発明者、番号、全文検索等で検索ができるようになっています。

特許になるものは、まず「発明」でなくてはならないという前提があります。「発明は自然法則を利用した技術的思想のうち高度のものをいう」と特許法に規定されておりまして、自然法則自体や単なる発見、自

然法則を利用していないものや自然法則に反するものは、基本的には発明とは言えません。同じく技術的思想ということで、技術というのは一定の目的を達成するための具体的な手段ですので、単純に個人の熟練により到達する技能や技量の場合は発明とは言えません。

自然法則を利用していない例として有名なのは『永久機関』です。今でもだいたい年間で数10件、『永久機関』という発明の名称で出願されているものは数件ですが、実際には特許にならないのにもかかわらず、今でもたくさんの永久機関の出願がされています。

同じく発明と言えないものの1つとして、技術的思想でないもので、『逆さヒザ落とし』(特開昭57-148599)というものが有名です。私が勝手に有名だと思っているだけなのですけれども。人を投げて落とすだけではなく、ヒザで背中にダメージを与えるというプロレスの決め技ですが、これも基本的には練習などをして到達するもので、技術ではないので発明ではありません。ちなみにこれを出願された方は、これを新日本プロレスに売り込むために公開公報を送ったそうですけれども、相手にされなかったと怒っていらっしました。

発明でもすべて特許になるわけではなく、産業上利用できるものでなければなりません。例えば医療行為とか個人的な喫煙の方法とか、地球のオゾン層を保護膜で覆うとか、理論上可能であっても実現できないものは、産業上利用できないものとされています。

あとは、新しいものでなければいけませんし、容易に考え出すことができないものでなければいけません。新規性と進歩性の話です。

それから「先願主義」と言いまして、同じ内容の出願があった場合、先に出した人に権利が与えられるので、先に出願されていないかどうかという点も重要です。また、公序良俗に反する発明でないか、つまり、社会の風紀とか秩序を乱すものではないかというところや、明細書に発明が実際に実施できる程度の内容が書かれているかどうか、規定どおりの記載がされているかといったところが基準となって、特許になるかどうかが決まります。

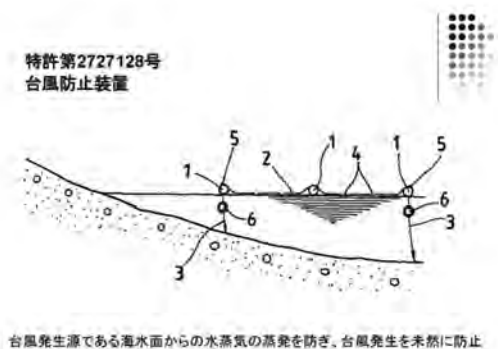
知っている方にとっては基礎的すぎたかもしれませんが、一応ざっとお話しさせていただきました。

それでは、ここから先は、配付した資料にあります

ように、こんなものでも特許になるのかというものを最初にお話して、そのあと、有名企業が実際に訴訟などで争ったりした特許の事例、そして最後に、私が著作をする際に取材した有名人の方々の特許の事例を、取材の裏話などを含めてお話しさせていただきたいと思います。

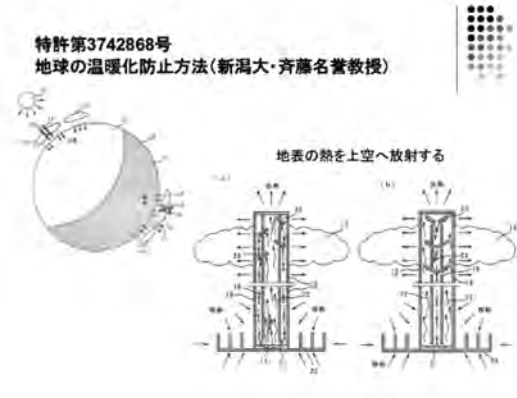
1. このようなものでも特許になる？

(1) 驚きの特許



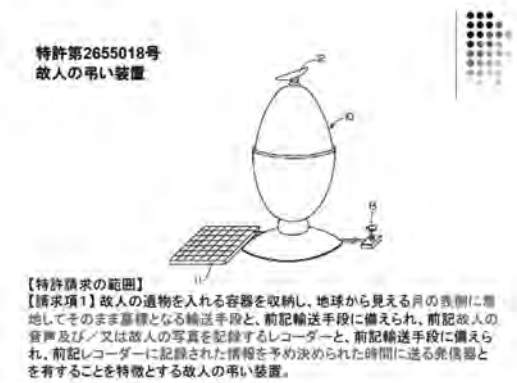
まず、『台風防止装置』(特許第2727128号)というものが特許になっています。ちょっと信じられない内容なのですが、台風が海面から蒸発する水蒸気で発生するという理由から、海に巨大な膜を張っておくと台風が発生しないという内容で出願されています。魚が死なないように空気穴が開いているとか、特許発明の内容を規定する「特許請求の範囲」では、そういった細かな限定もなされています。一見すると、本当に実現できるのかと考える方もいらっしゃるかもしれませんが、特許になっています。個人の方の発明です。

似たような事例としては、私の最新刊の『女子大生マイの特許ファイル』(楽工社)にも載せた例ですが、『地球の温暖化防止方法』(特許第3742868号)があります。数100メートルもする巨大なパイプをたくさん地球上に刺します。内部の機構については端折りますが、地上の熱をどんどん上空に放熱することで、地球が温暖化するのを防ぐという内容です。これも出願された後、最初はこんなパイプを地球にたくさん刺すのは現実的ではない、実際には実現不可能じゃないかということで特許庁のほうから拒絶が来るのですけれども、地球温暖化防止のための努力を人類として諦めてはいけない、絶対にやらなければいけないのだというようなよくわからない反論をしたら、特



許になってしまったという事例です。

特許にならなかった例としては、大量の水を宇宙空間に上げて、水の輪っかを作って、地球が熱くならないようにするといったものや、人工衛星が落ちてこないように、針金のワイヤーを軌道に回して、そこで人工衛星をぐるぐる回せば落ちてこないというものがあります。これらは無理じゃないかということで拒絶されています。審判までして争ったのですけれども、残念ながら駄目だったようです。そこまでスケールが大きいと、産業上利用できないという話になってくるのですけれども、台風を防ぐために海を大きな膜で覆うとか、数100メートルのパイプを刺して放熱させるというものは認められたということで、結構判断の基準が微妙な感じがいたします。

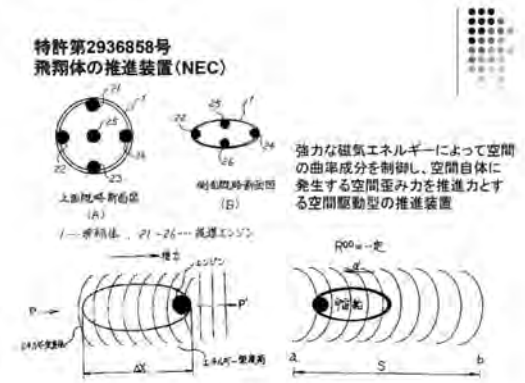


宇宙に関する特許では、『故人の弔い装置』（特許第2655018号）というものがあります。これは卵ではなくて、月に安置されている遺骨の入ったカプセルです。まず、故人の遺物を入れる容器を地球から見える月の表側に着地させて、そのまま墓標となる輸送手段、要するにロケットみたいなものを地球から月に打ち上げます。その輸送手段には故人の音声や写真を記録するレコーダーがあって、レコーダーに記録された情報

を予め決められた時間に送る発信機を有しています。実施例に書かれているのは、予め亡くなった方の声とか写真を入れておくと、命日に月のカプセルから仏壇に向かって声とか写真が送信されるというものです。そうすると命日に仏壇の前にいる家族いきなりおじいさんの声が聞こえて、おじいさんの写真が出てきて、「おじいちゃん！」ということで家族が感動するというのです。

これは特許になっていますが、すんなり特許にはなっていません。明細書の中に月にどうやってカプセルを飛ばすのかということが具体的に書かれていなかったもので、これは実施できないのじゃないか、読んだだけでは作れないのじゃないかということで、特許庁の方から駄目出しが来ます。しかし、平凡社の『世界大百科事典』を証拠として提出して、宇宙開発で月に宇宙飛行士が行っている、月にロケットを飛ばしている、これは自明の技術だ、こんなのは誰でもできる、ということを手帳したら、なぜか特許になったということで、特許になるかならないかというのは非常に微妙な感じがいたします。

(2) 有名企業の特許



同じように微妙な内容じゃないかと思ったもので特許になった例として有名なのは、NECのUFO特許、『飛翔体の推進装置』（特許第2936858号）です。強力な磁気エネルギーで空間の曲率成分を制御して、空間自体に発生する空間ゆがみ力を推進力とする空間駆動型の推進装置。要するに強力な磁場を発生させて、空間にゆがみを作るのですね。そのゆがみの力を使って円盤を飛ばすという内容です。それだけ強力な磁場が発生すると、金属とかを身につけていると火花が散って使えないのじゃないかという気もするのですけれども。明細書に書かれている内容がすごくて、静止状態から急発進したり急停止したり、ジグザグ旋回できる

とか、大気圏でも宇宙空間でも使えるとか、準光速まで高速にできるとか、騒音も噴射ガスもないとか、形は球体か楕円形で、形が変化して見えない死角ができるとか、火星まで11時間で行けるとか。火星まで11時間で行けるといのは、わずか1秒で九州や沖縄に行けるような速さですから、ちょっと考えられないのですけれどもね。ほかに宇宙船の下で物体の吸い上げなどが行われるといったことが書かれています。

こんなのはあり得ないでしょうと普通は思いますよね。特許庁もこの明細書を読んだだけではこんな飛翔体を作れるとは考えられないということで、駄目出しをしてきます。拒絶理由通知書に、もしこれが実施できる程度に書かれていると主張するのならば、実験成績証明書か権威ある研究者の証明書を出せと要求してきます。実験成績証明書なんて出しようがないものですから、この発明者の方のお知り合いの学者が書いた「実現できる」という手書きの紙を1枚送ったら、なぜか特許になってしまったということで、これも非常に微妙です。

ただ、これは NEC の UFO 特許として、私が処女作の『知られざる特殊特許の世界』(太田出版)で取り上げたときに非常に話題になって、NECにも取材が来たようです。特許は維持するためにお金を払い続ける必要があって、これは途中まで払われていたのですが、私の本が出たら払われなくなって潰れてしまったということで、発明者の方にはちょっと申し訳なかったなと思っています。

(3) 身近な特許

特許第2964884号
毛髪発毛育毛装置(リーブ21)



低周波及び高周波の順次の刺激が、漢方配合の育毛剤の吸収を促し、高周波オゾンによる男性型脱毛症の原因物質である5αデヒドロテストロンの酸化の効果と相まって、育毛効果を促したものと考えられる。(明細書より)

今度はスケールの大きなところから身近なところに事例を変えます。大阪の会社であるリーブ21の『毛髪発毛育毛装置』(特許第2964884号)です。リーブの育毛剤をがんがん振りかけて、低周波のコームと高周波のコームで交互に刺激を送ると髪が生えてきたとい

うことで、実施例には35人中35人全員の髪が生えてきましたということが書かれていて、特許になっています。その理論がよくわからないなと思って明細書を見ると、低周波と高周波の順次の刺激が育毛剤の吸収を促して、男性脱毛症の原因物質を酸化させて育毛効果を促したものと「考えられる」ということです。原理がよくわからないけど、これをやったら髪が生えてきたというような内容で出願されているのですが、特許になっています。

特許というと当然ものすごいもので、特許が取れている技術というと何かお墨付きが与えられた完全な技術だと思われるかもしれませんが、そういうわけではないのです。「自然法則の利用」ということで『特許法概説』という本に書いているのですけれども、基本的に発明の再現には一定の確実性があればいいということになっています。100%である必要はないのですね。御木本幸吉さんの『真珠養殖法』の発明では、1~2%の割合でしか真珠ができなかったのですけれども、明治時代に特許になっています。ですから、育毛の特許にしても、1~2%でも、ある一定の確実性で実現できれば、特許にはできるということですね。

同じように、さっき原理がよくわからないようなことが明細書に書いてあって、これでいいのかなという話をしましたが、自然法則を利用する、つまり何らかの方法でそれが一定の確実性をもって実現されていけばよくて、発明者自身が正確かつ完全な認識を持つことは不要ということなんです。ですから、よくわからないけれども、いつもこうなってしまうというような現象や、何か作って、それがいつも同じような形で動作するというような場合でも、特許を取ることができるということです。



2つのパーツを“分離する”ことは御法度なのである。この発想のスタートと狙い所に、すでに大きな相違があったらうべきであろう。(意見書より)

次も身近な例です。今度は育毛から結婚指輪に飛ぶのですが、指輪の特許です。パーツAとパーツA'

を合体したような指輪ですが、特許請求の範囲には、パーツ A とパーツ A' の 2 個を近づけ、前後上下にずらせたり回転させて合体し指輪の輪を作った、と思わせる構成になっている、『手に馴染んで装着し易く、結婚指輪ならではの特性を備えた指輪』（特許第 4051502 号）とあります。2 つのパーツを合体させて指輪を作るなんて全然珍しくないということで特許庁も最初は拒絶をします。引用文献 1 と 2 があって、どちらも、2 つの同じようなパーツをくっつけて指輪を作ったというもので、同じじゃないかということで拒絶をするのですが、実はこれは最終的には特許になっているのです。

よく見ると、これは 2 つのパーツを合体しているわけではないのです。合体して指輪の輪を作ったと思わせる構成になっているということで、要するにこれはもとから繋がっているのです。合体しているのではなくて、A と A' を合体させているように見えるというだけで、実は指輪そのものが一体になっていて、2 つのパーツを合体させているわけではないというわけです。結婚指輪ですから、旦那さんと奥さんが別れてしまっただけではいけないので、2 つのパーツを分離することは御法度なのです。そこで、結婚指輪として一体として作っているところに特徴があると主張したら、なぜか特許になりました。ちょっとびっくりされるかもしれませんが、意外に微妙な差異を強調すると特許が取れたりすることがあります。

(4) シンプルな特許

特公平 07-063335

揚げ出し卵豆腐およびその製造方法

【特許請求の範囲】

【請求項 1】卵豆腐を油で揚げてなる揚げ出し卵豆腐。
(19 字)

特許第 2709305 号

粉炭

【特許請求の範囲】

【請求項 1】おからを炭化して成ることを特徴とする粉炭。
(21 字)

次は、特許請求の範囲のすごく短いシンプルな事例についてご紹介いたします。有名な『揚げ出し卵豆腐およびその製造方法』（特公平 07-063335）です。これはパナソニックの特許部の弁理士さんに教えてもらったのが発端なのですが、しかし、「卵豆腐を油で揚げたなる揚げ出し卵豆腐。」ということで、丸まで入れて全

部で 19 文字。これは最短のクレームじゃないかということで私の処女作で紹介しました。なぜ卵豆腐と揚げ出し豆腐を合体した揚げ出し卵豆腐が特許になったのでしょうか。卵豆腐と揚げ出し豆腐を合体することは容易に考え出せるような気もするのですが、なぜか特許になっています。非常に文字も短くてシンプルなわけですね。特許は出願から 20 年間権利が有効なのですが、これは 10 何年経っている今でも特許料が払われ続けているので有効です。個人の方の特許ですが、もしかするとどこかで実施されていて、この人はお金儲けしているのかもしれない。

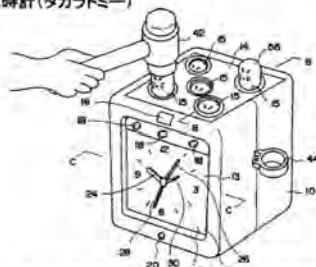
同じく短い例で、『女子大生マイの特許ファイル』を書いたときに探したのが『粉炭』（特許 2709305 号）で、「おからを炭化して成ることを特徴とする粉炭。」というものです。これは 21 文字です。2 文字多かったということで、やっぱり『揚げ出し卵豆腐』（19 文字）に勝つものはないだろうと本には書いたのですが、本を出したあとに、もっと短いのがありますよということで問い合わせをしてきた方がいらっしゃいました。

貰った情報は 2 件ありまして、1 つはキューピーの『卵製品』（特許 3426554 号）で、「可溶性卵殻膜を添加してなる卵製品。」。溶ける卵の殻の膜を混ぜている卵製品で、これは 17 文字。もう 1 つ同じくキューピーが、『とろろ芋』（特許 3592302 号）というのを出しています、「卵殻微粉末を添加してなるとろろ芋。」。要するに卵の殻を細かく粉末にしてとろろに混ぜたというのが特許になっています。これも 17 文字です。17 文字が 2 個あったということで、今、私はこれが最短の請求項ではないかと思っているのですが、もしこれより短いのご存知でしたら、無料で本を送りますので、是非教えてください。

いずれも非常にシンプルな内容で、食べ物なので簡単に作れます。ですから、家庭で同じものを作ったら侵害になるかと心配になる方もおられるかもしれませんが、「業としての実施」、つまり、事業として実施しないかぎり特許の侵害を問われることはありませんので、家に帰って早速作ろうという人もいるかもしれませんが、家で作る場合は問題はないです。しかし、これを実際に作って売ったりするとキューピーに訴えられるかもしれません。

(5) 生活に密接する特許

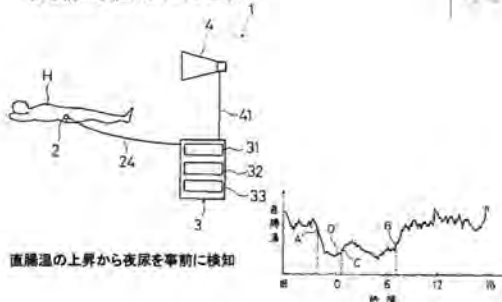
特許第2695685号
目覚まし時計(タカラトミー)



寝ぼけた状態では目覚ましの音を止めることはできず、結果として、目覚まし時刻において、必ず目を覚ますことができる...。(明細書より)

特許になった例では、タカラトミーの『目覚まし時計』(特許第 2695685 号)。普通の目覚まし時計はボタンを押すとすぐに止まってしまうので、これはもぐら叩きができるようにして、もぐら叩きをしている間に目が覚めるので寝ないという内容です。これは実物が欲しくてタカラトミーに問い合わせたのですが、もう売っていないということで断られました。これは多分、もぐらが出てくるパターンが決まっているので、何回かやっているうちに慣れるのですね。慣れるとまたすぐ寝てしまいますから、それで買う人があまりいなくなったのかなという気がします。

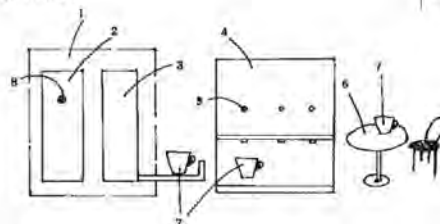
特公平07-036831
夜尿防止装置(ダイキン工業)



せっかく大阪に来ていますから、もうひとつ大阪の会社の特許をご紹介します。ダイキンの『夜尿防止装置』(特公平 07-036831) という古い特許です。おねしょする直前に直腸の温度が上がるので、直腸の温度が上がったときにブーッと警報を鳴らすと、寝ていた人が気づいておねしょしないという内容です。ダイキンに問い合わせたところ、それはうちの特許じゃないと一度は否定されたのです。その後、渋々認めたのですけれども、発明者に取材したいと言ったら、もう辞めていませんと断られてしまいました。これも実用化していないみたいですが、多分直腸の温度を測

るのが難しいからではないでしょうか。お尻の穴に何か入れたりすると眠れませんか、多分そのような困難性があるって実施しなかったのかなという気がします。ただ、これも最初の4年間は特許料を払っています。会社がミスして払っていたのか、実用化するつもりで払っていたのか、その辺はちゃんと答えてもらえなかったのでよくわかりませんでした。

特許第2804933号
オートカフェ



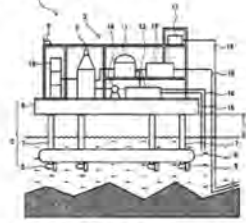
【特許請求の範囲】
【請求項1】来店したお客が自動食器貸し機に硬貨を投入し、食器を借り受けその器に飲食物供給装置より飲食物を入れテーブルに運んで飲食するようにした自動飲食店

次は、ビジネスモデル特許が流行った2000年頃に話題になった『オートカフェ』(特許第 2804933 号)です。古くから特許実務をしている方はご存知だと思います。まず、お金を入れてコップが出てきます。普通はコップが出てきて一緒にバーッと飲み物が出てくるのですが、これはコップしか出てこなくて、もう1個別の台でボタンを押すと飲み物が出てきて飲めるという内容で、特許になっています。なぜかしら、特許請求の範囲にお客の動きが書いてあるのです。来店したお客がお金を入れて、食器を借りて、飲食物を入れて、テーブルに運んで飲むというもので、ちょっとこれは変じゃないかということで、10年ぐらい前に話題になりました。

これは画期的な自動カフェであるということで、どこかにライセンスしたい、どこかに売りたい、是非やって欲しいということでいろいろ営業活動をしているという話を取材で伺ったのですけれども、結局実用化したという話を聞きません。理由は単純ですよね。最初にお金を入れてコップが出てきたあとは飲み物を入れ放題なので、採算が合わないからでしょう。誰かが監視していれば別ですけども、そういうのが理由にあるのかな、という感じがいたします。

あとは、昨年、原発事故が起こって、我々も非常に不安な思いをして過ごしていましたが、事故前の個人の発明で、『海上移動式原子力発電プラント』(特許第 4324640 号) という特許があります。陸上で

【津波から原子力発電所を守る特許(その1)】
特許第4324640号
海上移動式原子力発電プラント



地震、津波、台風等の自然災害に対する十分な耐性を有するため、運転の安全性が高められると共に、国民への安定かつ平和的な電力供給が可能... (明細書より)

コントロールするのですけれども、原発を海に浮かべて、津波とか来そうになったら沖に動かすとか、どこか電気が足りない国があったらこれを運んで行って助けてあげるとか、非常に斬新な内容です。出願して実際に特許まで取られている方がいたのです。大地震と津波は想定外の出来事だったと東京電力は言いますが、そういうことを想定して出願して特許を取っている人がいた。

日立製作所も似たようなコンセプトの特許を出しています(高台立地型原子力発電所:特許第2883938号)。原発が丘の上にあるというものです。福島第一原発は10メートルぐらいの高さしかなかったのに、10数メートルの津波が来たときに飲み込まれてしまいました。原発は循環の水を海から取り込むために海に近くなければいけないのですけれども、この日立の特許は、原子力発電所と水力発電所のハイブリッドです。高いところに原発があるので、そこから水を落とすと水車が回って、そこで発生した電気で海水を汲み上げる。要するに水力発電所の揚水発電と同じ原理です。水力発電所はダムから水を落として、水車を回して電気を起こしますが、夜はあまり電気を使わないので、発生させた電気でもう1回、上の貯水池にポンプで水を戻すのです。原発と水力発電所を組み合わせれば、高い場所に原発が作れるのじゃないかというわけです。特に津波対策が必要となる地域にも作れるということが書かれています。こういうのを見ると、本当に想定外だったのかな、と疑問を感じざるを得ないです。

2. 特許をめぐる争い

次は、有名企業の特許の争いの例を見てみたいと思います。まず、ご存知の方も多いと思いますが、特許権の侵害について簡単にご説明します。例えば、A、

B, C, D という4つの要件で特許発明が構成されていた場合、全部やれば侵害、それにプラスして何かやった場合も侵害、1個でも欠けていると原則非侵害となります。間接侵害という、その発明の実現に必須のものを提供している場合に侵害になることがあるのですが、原則的には非侵害です。また、Aの代わりにAとは違うA'を実施する場合も原則非侵害となります。AとA'の交換が簡単で均等なものの場合、「均等論」という理論があって、同じじゃないかといわれることもあるのですが、原則的には一部でも違うと非侵害です。

こういう場合、侵害された側が裁判を起こすのですが、通常は、やめてくれという差し止めの請求と、あなたが実施したせいで損をしましたよという損害賠償の請求をするのが一般的です。訴えられた側はだいたい、侵害していませんとか、この部分が違いますとか主張したり、何かの間違いで特許になっているということで、無効審判を請求して特許を潰したりするようなことが行われます。

特許第4111382号
餅(越後製菓)

越後製菓の特許
側面に切り込みを入れる



サトウ食品の特許
側面+上下面に切り込みを入れる

側面+上下面に切り込みを入れる



【特許請求の範囲】

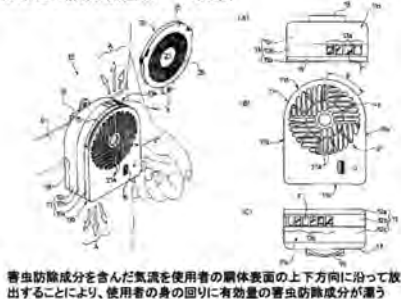
【請求項1】... (前略) ...最中やサンドウィッチのように上下の焼板状部の間に膨化した中身がサンドされている状態に膨化変形することで膨化による外部への噴き出しを抑制するように構成したことを特徴とする餅。

最近のホットな話題は『餅』(特許第4111382号)ですね。側面に切り込みを入れるという越後製菓の餅の特許があって、サトウの餅には側面と上下の両方に切り込みが入っていました。サトウは上下の切り込みが重要だとか、実はうちは越後製菓の出願前からイトーヨーカドーで横に切り込みを入れたのを売っていたとか主張して、裁判所に嘘なのじゃないかと言われて問題になりました。

結構報道されたので皆さんもこの話はお詳しいかと思いますが、あまり報道されていないところでポイントとなっているのは、きれいに焼き上がるから切り込みを入れているというところです。きれいに焼き上がるというのがどういうことかというのは、実は特許請求の範囲に書いてあります。「最中やサンドッチのよ

うに上下の焼板状部の間に膨化した中身がサンドされている状態に膨化変形することで膨化による外部への噴き出しを抑制する」と書かれています。つまり、この絵にも描いているような形で焼き上がるところがポイントなのですね。だから、単に切り込みが入っていることが特許というわけではないと。特に一般のマスコミ報道では内容が簡略化されがちなので、実際にどういう特許なのか読んでみると、どういうところが限定されている箇所、どこが特許になったポイントなのかということが改めてわかったりすることもあります。

特許第4083781号
携帯用害虫防除装置(アース製薬)



あとはちょっと前ですが、アース製薬の『蚊に効くおそとでノーマット』の特許(携帯用害虫防除装置:特許第4083781号)があります。腰につけて上と下の両方に殺虫剤成分が出るという点で、『どこでもベープNo.1』というフマキラーの製品が全く同じだから特許侵害じゃないかと、アースがフマキラーを訴えました。フマキラーは無効審判を請求してこれを潰します。ただ、無効審判で潰すのはそんなに簡単じゃないのです。というのも、これは特許庁の審査官が審査した後、審判まで進んで審判官も見ていますので、そうやって特許になったものは、潰すための証拠を探すのがそう簡単じゃないのです。フマキラーは、フランスで出された国際出願に、ファンを回して上と下に中の芳香剤を送るというデフューザーの出願があることを見つめます。そして、アメリカで出された国際出願で、腰につけて上方向に空気が行って殺虫剤成分が充満するという装置の出願があったので、この両者を組み合わせればいいのじゃないかと主張しました。前者は体のどこにつけるか書かれていなくて、後者は殺虫剤成分が上にしか行かないのですけれども、両者を組み合わせれば同じ内容になるでしょうということで、進歩性がないということで無効になっています。

特許第2829817号
塩味茹枝豆の冷凍品及びその包装品(ニッスイ)

【特許請求の範囲】
【請求項1】豆の薄皮に塩味が感じられ、かつ、豆の中心まで薄塩味が浸透しているソフト感のある塩味茹枝豆の冷凍品。

進歩性なしとして無効審決

引用文献A:『輸入商品の分類実務』(国税分業問題研究所/日本税務協会) 第45頁

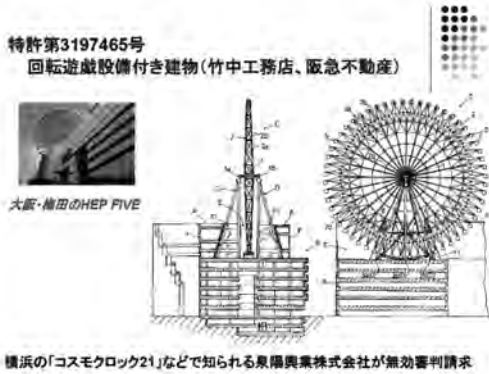
引用文献B:冷凍食品新聞(1991年8月12日)

引用文献C:冷食タイムズ(1991年8月13日)

あとは10年ぐらい前にあった訴訟で、ニッスイの『枝豆』(塩味茹枝豆の冷凍品及びその包装品:特許第2829817号)の裁判がありました。これは請求項がすごく広いのです。「豆の薄皮に塩味が感じられ、かつ、豆の中心まで薄塩味が浸透しているソフト感のある塩味茹枝豆の冷凍品」、要するに塩っぽい味がする冷凍枝豆は全部これに引っ掛かる、塩か何かで煮て冷凍すると、全部これに引っ掛かってしまうということになって、当時すごく問題になりました。いろんな会社が一生涯懸命調べたのですけれども、あんまりこの業界は特許を出す習慣がなかったの、同じような出願の文献が見つからなかったのです。最終的には潰れるのですけれども、そのときに出てきた引用文献というのがすごく、もっと前からこんなものはあったということを証明するために、古い新聞記事とか本の内容を取ってきています。

これは、特許をあまり出していない業界で、ある日突然広い特許が取れてしまった場合、潰すのが結構大変だという事例です。競争が激しくてたくさん特許が出されている業界ですと、過去の出願の文献を調べると、これとこれを組み合わせるとできますよねということで主張がしやすいのですけれども、あまり出願をしなかったり、特許で争わない業界ではその辺が盲点になりがちなので、そういう業界の方はご注意くださいほうがいいかもしれません。

次は、『回転遊戯設備付き建物』(特許第3197465号)。回転遊戯設備というのは観覧車のことで、竹中工務店と阪急不動産が取っている特許です。ビルの上の観覧車というと、昔からデパートの屋上の子供の遊び場になっているところによくあったと思いますが、この特許の特徴は、ビルの一部までめり込んで観覧車が入りこんでいる点です。この図面を見て大阪の人ならすぐ気づいたと思うのですが、梅田にあるHEP



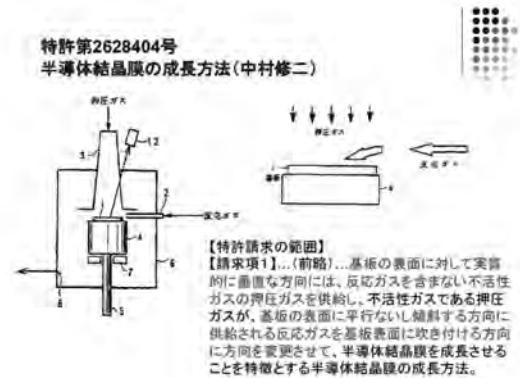
FIVEです。私もここへ来る前に大阪環状線に乗りながら、あ、これだと見ていました。

ここで、「No!」と言ったのが泉陽興業という大阪の会社です。横浜のコスモクロック 21とか東京の葛西臨海公園に巨大観覧車を作っている会社ですけれども、そこがこれを潰したいということで無効審判を請求します。泉陽興業がとってきた証拠で一番のメインが、草津駅の東口にこういうものを作る計画があった、という計画書です。ビルの上に観覧車があって、ビルの一部に観覧車がめり込んでいる点で、これは同じじゃないの、潰してよということで、無効審判を請求します。

ところが、特許というのは無効審判を請求されても訂正ができるのです。訂正請求をしてちょっと内容を狭くすることができます。ちょっとやばいと思ったのか、竹中と阪急は限定をします。どこをどう限定したのか、どことどこが違うのか。普通の人が双方の図面を見てわかるのは、梅田の観覧車が大きくて草津の計画書にある観覧車が小さいということなのでしょうけど、観覧車が小さかろうが大きかろうが、そこはあまり大きな問題ではないというか、そこを特許的にどういうふうに差をつけるかというのが実はすごく難しいのです。弁理士はそういうところを上手い具合に文章にまとめて書類を作るわけです。

ここではどうやって知恵を絞ったのかと言うと、大きい小さいだけでなく、特許請求の範囲の訂正では、「観覧車を建物天部上の屋上域、建物外壁を越える壁面側方域、及び、凹部の溝状域に位置するように前記溝状凹部内に配置」、つまり「建物の外壁を越えるような形で置いている」と言っているのです。草津の観覧車は建物の外まで出っ張っていないのですが、梅田の観覧車は建物の外まで出っ張っているわけです。では、出っ張っていると何が違うのかと言うと、観覧

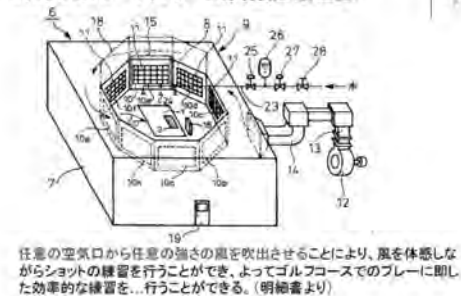
車に乗っていると、ちょうど真下の市街地の風景を高い位置から見下ろすことができますし、はみ出るくらいに大きいから、1回転あたりにたくさん人を乗せることができます。そのことを答弁書で主張したところ、そのまま維持審決になっています。つまり、特許になったあとに無効審判をかけられた場合でも、意外にちょっとした差異で特許を維持できたりするということです。



最後は、日亜化学と中村修二さんが争った『青色LED』(半導体結晶膜の成長方法：特許第2628404号)の話をしたと思います。これは横から反応ガスを送り、上から不活性ガスを吹き出すことで、反応ガスの方向を変えて蒸着するという内容です。だからこれは青色LED そのものではなくて、青色LEDの作り方の特許なのですね。彼のこの特許を今は使っていないと日亜化学が反論していたのですけれども、議論していたのは細かな部分です。特許請求の範囲には、不活性ガスを実質的に垂直な方向で供給しているとか、反応ガスの方向を変更させている、と書いています。しかし、例えば、垂直な方向ではなくて少し斜めから不活性ガスを吹き付けたり、不活性ガスによって反応ガスの方向を変えることをしなければ、やり方が特許請求の範囲の文言とは違ってくるのです。最後は和解になりましたが、特許を使っているか使っていないかということについては、素人だとイエスかノーかで考えがちですが、このように実は微妙なのですね。特許で書かれている文言と比べて、どこが違うとどこが同じなのかという部分が深かったりするので、どちらが正しいとも間違っていると単純には言えないわけです。

3. このような人でも特許を持っている？

特許第4041197号
ゴルフシミュレーションゲーム環境装置(孫正義)



最後に、有名人の意外な発明をざっと見て終わりにしたいと思います。これらは私の著作『女子大生マイの特許ファイル』を買っていただければ載っています。

まず、孫正義さんがなぜかゴルフの練習に関して、任意の空気口から風を吹き付けることでゴルフ場の気分を体感できるという、『ゴルフシミュレーションゲーム環境装置』(特許第4041197号)というものを個人で出しています。いろいろ調べた結果、これは孫さんの家の地下室にあるらしいということがわかりました。詳しくは本を読んでください。

次は、菅直人さんの有名な『麻雀の点数計算機』(特公昭51-19383)です。数字を入れるとすぐに得失点が変わるというもので、実物があるかなと思って、ウィキペディアに書いてあった千葉の麻雀博物館に行ったら、実は写真しかありませんでした。ウィキペディアにも嘘が書いてあるなどちょっと残念に思ったことがあります。

大前研一さんは今、ビジネス・ブレイクスルー大学大学院という学校を経営されていて、ネットでMBAが取れる大学院というのが売りになっています。(視聴覚端末、視聴覚認証システム、視聴覚を認証する方法、遠隔教育方法及び記録媒体：特許第3498057号)。視聴画面は普通のeラーニングの画面と同じようなものですが、授業の途中で文字を入れると要求してきて、学習者が要求されている文字をカチャカチャと入れると次に進めるという部分が特許になっています。普通のeラーニングですと、簡単な授業でつまらないなど席を外したりしても最後の確認テストだけ正答すれば大丈夫となってしまいますので、授業の内容をちゃんと見ているか学習者を監視するという、ちょっとせこい内容ですね。

次に、小室哲哉さんの特許に『ミュージシャン及びダンサー用電子時計』(特許3307567号)というものがあります。gloveのコンサートとかで実際に使われたそうです。メトロノームとリズムマシンの機能が入っている時計で、他の同じ時計と同期するという内容です。道楽で取ったのかよくわからないですけども、小室さんは逮捕される半年前に特許料の支払いをやめてしまったので、潰れてしまいました。お金が払えなくなったのでしょうか。

平野レミさんの『レミパン』(鍋類の蓋：特許第3504636号)も特許になっています。いくつか特徴があるのですが、正しくは、鍋全体ではなく、蓋の部分だけが特許になっています。レミパンが特許になっていると聞いただけで、ああそうだと思われるのもいいのですが、実はその一部だったりするので注意が必要です。

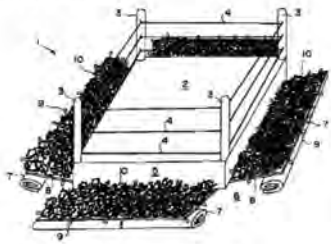
最後に、特許になっていない事例についてです。ビートたけしさんと所ジョージさんのアイアン(アイアンクラブヘッド：特開2007-44440)は、実際に所さんの会社が販売しています。残念ながら似たような実用新案があったので特許は取れなかったのですが、パターンの延長で作ったアイアンというものです。

ホリエモンも発明をしています。インターネットのホームページのアドレスを入力して、それが間違っていると該当するページが「ない」というエラーメッセージが出てくるのですけれども、ホリエモンはそれだけじゃなくて広告も出そうと考えました(インターネットを用いた広告システム及び広告方法：特開2001-283098)。しかし、エラーメッセージと一緒に広告も出てくるというだけなので、技術的には容易だということで特許にはなっていません。ただ、これを取材したときに、ホリエモンのブログにメールを送ったらなぜかすぐに返事が来て、そのあと本を送ったら、なんとブログで紹介してくれて、このとき結構売上が上がったのです。実はすごくいい人だった、捕まる前に取材してラッキーだったなど。さすがホリエモンという感じですね。

あとは、松本智津夫(麻原彰晃)の『流動式焼却炉』(特開平05-322145)。これは私が変な特許に興味を持ったきっかけとなった最初の事例です。1995年にオウム事件があったときに、麻原が特許を出していたということが報道されていて、それで検索して見つけたものですが、これが実は私にとっての面白特許第1

号です。ここから面白特許の探索が始まったということで、エポックメイキング的なものです。

実用新案第3009589号
格闘技用リング(大仁田厚)



有刺鉄線デスマッチ用リング

最後は、大仁田厚さんの『格闘技用リング』(実用新案第 3009589 号)。昔、有刺鉄線デスマッチをよくやっていたね。有刺鉄線をリングの周囲に張り巡らせて爆弾を炸裂させたりしていました。これは大仁田さんが実用新案として出されていました。

おわりに

ところで、『女子大生マイの特許ファイル』をご覧ください

なった方は、なんであんな大きな女の子の絵が表紙なのだろうと思われたかもしれません。実は表紙の案は A 案から D 案の 4 つもあったのです。本当は下着が見えそうで見えない C 案が色っぽくていいかなと思ったのですが、なぜか装丁家の方が『もしドラ』っぽい A 案がいいと言い出して A 案になりました。その後、漫画家の先生が服の色が明るいのと暗いのを案として出してこられて、最後は装丁家の方が背景を思いっきりトリミングして、こうなってしまった感じです。漫画家の先生の同一性保持権を侵害しているような気がするのですが。

処女作の『知られざる特殊特許の世界』は、今は残念ながら絶版です。復刊すれば改訂版が読めるチャンスがあるかもしれません。

多少時間をオーバーしてしまいましたけれども、本日はこれで終了させていただきます。どうぞご清聴ありがとうございました。

(原稿受領 2012. 9. 18)

「弁理士Info」 「ヒット商品を支えた知的財産権」 のご案内

JPAA
Information

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説したパンフレット「弁理士Info」及び季刊誌「特許・アトニー」のヒット商品を支えた知的財産権と題して連載してきた内容を1冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれた! (平成23年11月改訂版発行)」等のパンフレットがあります。

一般の方には原則として無料で差し上げております。(送料は当会で負担します)

ご希望の方は、下記ご連絡先までお問い合わせください。

◆連絡先 広報・支援・評価室◆

ご希望のパンフレット名と部数、ご送付先、お電話番号を明記の上、下記までお申込みください。

FAX:03-3519-2706
mail:panf@jpaa.or.jp

「弁理士Info」

「ヒット商品はこうして生まれた!」

平成23年改訂版